**平成２９年（フ）第１６７号**
大阪府柏原市法善寺２丁目15―48　シャトーアルベール508、住民票上の住所大阪府柏原市大県３丁目12番19―206号　グラデュール
債務者　豊田　典男
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１７８号**
堺市中区土師町２丁28番10号
債務者　池内　正嗣
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２６１号**
大阪府松原市天美南５丁目９番21号
債務者　假家　菖子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２８５号**
大阪府高石市西取石３丁目３番10―401号
債務者　東野　通子（旧姓德永・田中）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４３号**
高知市北竹島町124番地20
債務者　樋口　英明
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第５９号**
高知市福井町836番地１
債務者　細美　　香
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６１号**
高知市加賀野井１丁目16番11号
債務者　在木　康浩
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６５号**
高知市潮新町２丁目12番19号　山本アパート202号
債務者　川田　和広
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１７号**
長崎県大村市竹松本町1024番地11
債務者　今元　愉理（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２９年（フ）第１８号**
北海道中川郡幕別町札内新北町74番地の２Ａ
債務者　木村　知伸
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第７号**
新潟県村上市檜原1325番地２
債務者　渡辺　良二
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２９年（フ）第３１３号**
大阪府茨木市大手町３番16号　Ｉ・Ｆ・ＯＯＴＥ　302号
債務者　津國　香織
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３２２号**
大阪市城東区関目３丁目２番７号　エムズコート関目　303
債務者　濵田美智代（旧姓藤本・井戸﨑）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３２６号**
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―407号
債務者　宮﨑　洋行
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３２７号**
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―407号
債務者　宮﨑百合子（旧姓木藤）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５７号**
大阪市西成区津守３丁目４番13号
債務者　岩谷京次こと　郭　　京煥
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５８号**
大阪市西成区津守３丁目４番13号
債務者　岩谷美代子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４８１号**
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―1403号
債務者　岩田　卓弥
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部